

## 捕鯨文化遺産とくじら食文化を守る長門市議会議員連盟規約

(名 称)

第1条 本会は、「捕鯨文化遺産とくじら食文化を守る長門市議会議員連盟」(以下「長門くじら議連」という)と称する。

(目 的)

第2条 長門くじら議連は、他の諸組織との連携を深め捕鯨文化遺産の伝承、及び先人が築いてきたくじら食文化の継承・発展を図ることを通じて、長門市の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 長門くじら議連は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 捕鯨文化遺産の伝承に関する活動
- (2) くじら食文化の振興に関する活動
- (3) その他必要な事業

(組 織)

第4条 長門くじら議連は、第2条の目的に賛意を表する長門市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第5条 長門くじら議連に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 若干名

2 役員は総会において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、長門くじら議連を代表し、会議を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を行う。
- 3 幹事は、長門くじら議連の運営にあたる。

(総 会)

第7条 長門くじら議連の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
  - (2) 事業計画に関する事。
  - (3) その他、重要な事項に関する事。
- 5 総会は会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会)

第8条 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となり、次に掲げる事項について、審議・決定し、その結果については次の総会に報告しなければならない。
  - (1) 事業計画の案を作成すること。
  - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項

(3) その他、会長が必要と認める事項

3 前項第2号に掲げる事項を決定したときは、次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前条第5項及び第6項の規定は、役員会に準用する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(事務局)

第10条 長門くじら議連の事務を処理するため、長門市議会内に事務局を置く。

(その他必要な事項)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が総会又は役員会に諮って、これを定める。

附 則

この規約は、令和4年1月24日から施行する。